

**えひめの女性が輝く社会づくり推進事業
推進大会及び新聞広告業務委託
公募要項**

第1 趣旨

えひめの女性が輝く社会づくり推進事業のうち、えひめの女性が輝く社会づくり推進大会の開催及び新聞広告による周知啓発を実施するに当たり、事業実施に必要な知識と技術を有する最適な事業者に事業を委託するため、この要項により、広く企画提案を募集して、委託先の候補者を選定することとする。

第2 業務内容

別途提示する「推進大会及び新聞広告業務委託」仕様書のとおり。

第3 事業実施期間

契約締結日～平成28年3月31日（予定）

第4 委託料上限額

4,389,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

第5 企画提案公募参加資格

委託業務を適正に遂行するに足る能力を有する者で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- 1 愛媛県内に本社、支社、営業所を有すること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- 3 愛媛県知事の審査を受け、平成26・27・28年度競争入札参加者一覧に登録されていること。
- 4 企画競争参加申込書の提出期限の日から提出期限の日までの間に、愛媛県知事の行う入札参加資格停止措置を受けていない者
- 5 企画競争参加申込書の提出期限の日までの間に、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次の各号に掲げるものは除く。
 - (1) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - (2) 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- 6 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

第6 企画提案公募実施手続

- 1 提出書類及び提出期限
 - (1) 企画競争参加の申込
提出書類：①参加申込書（様式1）
②誓約書（様式2）
③委託業務共同企業体に関する書類（共同企業体として参加する場合のみ提出）（様式3）
④団体概要書（様式任意）
提出期限：平成27年12月4日（金） 17:15
※受付期間を過ぎた場合は受け付けない。（郵送可。ただし期限までに要必着）

※電子ファイルでの提出は受け付けない。

※企画競争参加申込書提出後に辞退する場合は、企画競争辞退届（様式4）を提出すること。

(2) 質問票の受付

本件公募に係る質問は、質問票（様式5）により受け付け、平成27年12月9日（水）までに応募者全員にFAXで回答する。

提出書類：質問票（様式5）

提出期限：平成27年12月4日（金） 17:15

※受付期間を過ぎた場合は受け付けない。（郵送可。ただし期限までに要必着）

(3) 企画提案書の提出

提出書類：①企画提案書の提出書（様式6）

②企画概要資料（様式任意）

③企画提案書（様式任意）

④見積書（別紙（1））

⑤業務実績書（別紙（2））

提出期限：平成27年12月14日（月） 17:15

※受付期間を過ぎた場合は受け付けない。（郵送可。ただし期限までに要必着）

※電子ファイルでの提出は受け付けない。

2 提出先及び受付時間

提出先：愛媛県 県民環境部 県民生活局

男女参画・県民協働課 男女参画グループ

（愛媛県松山市一番町4-4-2）

受付時間：8:30～17:15（土・日を除く）

3 留意事項

- ・企画書等の記載にあたっては「推進大会及び新聞広告業務委託」仕様書を参照すること。
- ・本実施要領に示した公募参加資格がない者、提出期限に遅れた者及び提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画書は、無効とする。また、必要書類の提出がない場合は、応募資格がないものとみなす。
- ・提出された企画書等は選定のみを使用する。また、提出された企画書等は返却しない。なお、県が必要と認めたときは、追加の資料の提出を求めることがある。

第7 審査の方法

- 1 審査会において、提出された企画書等を「えひめの女性が輝く社会づくり推進事業」審査基準に基づき総合的に審査し、最も優秀な企画提案を行った一の者を契約予定者として選定する。審査結果は応募者全員に通知する。
- 2 審査は、原則として、提出された企画書等により行う。ただし、審査会が必要と認めた場合には、応募者へのヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングの有無及びヒアリングを実施する場合の日時・場所等については、別途応募者へ通知することとする。

第8 契約方法

- 1 委託契約の締結にあたっては、選定された委託候補者の企画提案の内容をそのまま委託契約の内容とするのではなく、当該企画提案をもとに県と委託候補者とで協議を行い、必要に応じて当該企画提案の内容の一部を変更するなどした上で、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。
- 2 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条に基づき、契約保証金の納付を求めることがある。

- 3 選定された委託候補者が正当な理由なく委託契約を締結しないとき、又は県との協議が整わなかったときは、その選定を取り消すともに、審査会において次点となった者を委託候補者とする。
- 4 この公募要領に基づく契約は、審査会での審査日以降の日に締結する。

第9 その他

- 1 応募及び企画競争参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- 2 再委託の禁止
受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。
- 3 個人情報の取扱い
受託者（受託者の社員を含む。）が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本委託業務終了後においても同様とする。

第10 問合せ及び書類提出先

愛媛県 県民環境部 県民生活局 男女参画・県民協働課 男女参画グループ
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2
TEL：089-912-2332 FAX：089-912-2444